

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	以下の期間(5年)内の「特例承継計画※」の提出 ※認定経営革新等支援機関の所見の記載があるもの 平成30(2018)年4月1日から平成35(2023)年3月31日まで	不要
適用期限	以下の期間(10年)内の贈与・相続等 平成30(2018)年1月1日から平成39(2027)年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

国税庁「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(事業承継税制)のあらまし」より